

# 杉並区立図書館利用者用インターネット端末運営要綱

平成 17 年 10 月 19 日  
杉 教 第 6 9 2 8 号

改正 令和 2 年 8 月 7 日杉教第 4137 号 令和 4 年 3 月 23 日杉教第 11340 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区立図書館（以下「図書館」という。）内に設置する利用者用インターネット端末（以下「端末」という。）の利用及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び運用基準)

第 2 条 端末は、図書館内の図書等の閲覧場所の一部で、当該端末を管理できる場所に設置するものとする。

2 端末は、専らインターネットにおける電子情報（以下「インターネット情報」という。）の閲覧のために運用するものとする。

3 端末は、次に掲げる目的では運用できない。

(1) 電子メール、掲示板への書き込み、SNS の利用等、インターネットの双方向機能を使った電子情報の交換

(2) 電子情報の蓄積及び記録

(3) 外部機器又は外部記録媒体の接続及び利用

4 杉並区立図書館長（以下「図書館長」という。）は、次の各号に掲げる行為を図書館内で行う者については、端末の利用をさせないものとする。

(1) 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為

(2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為

(3) 誹謗中傷する行為

(4) ゲーム・遊興等公共の施設ではふさわしくない行為

(5) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為

(6) 図書館又は第三者に損害を与える行為又は第三者に損害を与えるおそれのある行為

(7) 図書館又は第三者の著作権、財産、及びプライバシー等を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(8) その他図書館長が不相当と判断した行為

(フィルタリング及び帯域制御)

第 3 条 図書館長は、端末の不正利用等を防止するため、フィルタリング（セキュリティ上危険なサイトや未成年者等に有害なサイトを表示させないこと及びネットワークや端末等に障害を与えるおそれのある通信を遮断することをいう。）及び帯域制御（端末等に障

害を与えるおそれのある通信を遮断することをいう。)を実施することができるものとする。

(利用者)

第4条 端末は、杉並区立図書館運営規則(昭和57年杉並区教育委員会規則第21号。以下「規則」という。)第6条に規定する個人登録をした者で、端末利用申込書を提出し、図書館長の承認を受けたものが利用することができる。

(利用時間等)

第5条 端末の利用は、1回60分を限度とする。ただし、他に利用申込みがない場合には、60分を限度として延長することができる。

(インターネット情報の印刷)

第6条 インターネット情報の印刷は、杉並区立図書館が契約するデータベースの情報及び国立国会図書館デジタル化資料送信サービスにおける送信資料のみを対象とする。

- 2 印刷を希望する利用者は、「データベース印刷申込書」を提出し、必要な費用を負担するものとする。
- 3 印刷の実行は、図書館職員が、図書館職員専用の端末を用いて、館内設置の印刷機に接続し行う。また、その際、図書館職員は、印刷する内容がデータベースの利用規定及び著作権の範囲内であることを、事前に確認するものとする。

(利用の中止)

第7条 図書館長は、利用者が第2条に定める運用基準に反する端末の使用をすると認めるときは、その利用を中止させ、又は利用させないことができる。

(利用者の責任)

第8条 利用者は自己の責任において端末を利用するものとし、図書館長は館内における端末の利用から生じる全ての経済的、法的責任を負わない。

- 2 第3条に定めるフィルタリング及び帯域制御を実施したことにより、インターネット情報を閲覧できないことによる不利益が生じても、図書館長は一切の責任を負わない。
- 3 図書館長は、利用者の承諾を得ることなく本サービスの内容を変更することができるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、端末の取扱いに必要な事項は、杉並区教育委員会事務局生涯学習担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月21日から施行する。

附 則(令和2年8月7日杉教第4137号)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日杉教第11340号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。